

イ 集落の活性化に寄与するものであること。

ロ 市町が策定した土地利用に関する計画に即するものであること。

ハ 集落の住民の合意を得ていること。

ニ 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域その他規則で定める土地の区域を含まないこと。

ホ 集落の人口が減少し、かつ、高齢化又は少子化が認められること。

ヘ 規則で定めるところにより算定した五十以上(知事が特に認める場合にあっては、五十未満)の建築物が、敷地相互間の距離が五十メートル以内で連たんしている地域内にあること。

ト 建築物が、規則で定める程度集積していること。

チ 規則で定める道路が配置されており、かつ、当該道路が規則で定める区域外の道路に接続していること。

リ 規則で定める排水施設が配置されていること。

二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの

イ 市街化調整区域内で開発行為を予定している土地(以下「予定地」という。)を区域区分に関する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者(以下「区域区分の日前土地所有者」という。)のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するもの

に限る。)が市街化区域、第四条第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

ロ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に規定する事業の施行により、市街化調整区域内の自己の所有する一戸建ての専用住宅の移転を余儀なくされる者が、市街化区域等内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該市街化調整区域内で行う開発行為

2 知事は、市町長の申出に基づき、前項第一号の規定により指定した土地の区域の変更又は指定の解除を行うことができる。

3 第四条第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

(条例で定める建築物の新築等)

第七条 政令第三十六条第一項第三号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、市街化調整区域のうち政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う建築物の新築等で、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号の規定により指定した土地の区域における一戸建て専用住宅の新築等

二 前条第一項第二号イ又はロに掲げる場合における自己の居住の用に供する一戸建て専用住宅の新築等

第八条の次に次の一条を加える。

(補則)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

(開発区域の面積の特例)

第三条 政令第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、佐賀都市計画区域(佐賀市の区域を除く。)及び鳥栖基山都市計画区域内における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

(条例で指定する土地の区域)

第四条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。

- 一 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域その他規則で定める土地の区域を含まないこと。
- 二 市街化区域からおおむね五百メートルの範囲内にあること。

改正前

(開発区域の面積の特例)

第二条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、佐賀都市計画区域(佐賀市の区域を除く。)及び鳥栖基山都市計画区域内における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

三 規則で定めるところにより算定した五十以上の建築物(市街化区域内又は市街化区域から五百メートルの範囲外に存するものを含む。)が、敷地相互間の距離が五十メートル以内で連たんしている地域内にあること

(当該建築物のうち二十五以上の建築物が市街化区域から五百メートルの範囲内に存する場合に限る。)

四 建築物が、規則で定める程度集積していること。

五 規則で定める主要な道路が配置されておらず、かつ、当該道路が規則で定める区域外の道路に接続していること。

六 規則で定める排水施設が配置されていること。

2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を行うときは、佐賀県開発審査会の議を経なければならない。

3 知事は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 指定は、前項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

5 知事は、市町長の申出に基づき、指定に係る土地の区域の変更(拡張にあつては、区域区分により新たに市街化調整区域に編入された場合に限る。)

第六条第二項において同じ。)又は指定の解除を行うことができる。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更及び解除について準用する。

(条例で定める予定建築物等の用途)

第五条 法第三十四条第八号の三の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。

（条例で定める開発行為）

第六条 法第三十四条第八号の四の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

- 一 市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域において、規則で定める一戸建ての専用住宅を建築する目的で行う開発行為
- イ 集落の活性化に寄与するものであること。
- ロ 市町が策定した土地利用に関する計画に即するものであること。
- ハ 集落の住民の合意を得ていること。
- ニ 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域その他規則で定める土地の区域を含まないこと。
- ホ 集落の人口が減少し、かつ、高齢化又は少子化が認められること。
- ヘ 規則で定めるところにより算定した五十以上（知事が特に認める場合にあっては、五十未満）の建築物が、敷地相互間の距離が五十メートル以内で連たんしている地域内にあること。

- ト 建築物が、規則で定める程度集積していること。
- チ 規則で定める道路が配置されており、かつ、当該道路が規則で定める区域外の道路に接続していること。
- リ 規則で定める排水施設が配置されていること。
- 二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの
- イ 市街化調整区域内で開発行為を予定している土地（以下「予定地」という。）を区域区分に関する都市計画の決定の日（以下「区域区分の日」という。）前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者（以下「区域区分の日前土地所有者」という。）のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するものに限る。）が市街化区域、第四条第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その

他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

ロ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に規定する事業の施行により、市街化調整区域内の自己の所有する一戸建ての専用住宅の移転を余儀なくされる者が、市街化区域等内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該市街化調整区域内で行う開発行為

2| 知事は、市町長の申出に基づき、前項第一号の規定により指定した土地の区域の変更又は指定の解除を行うことができる。

3| 第四条第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

(条例で定める建築物の新築等)

第七條 政令第三十六條第一項第三号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、市街化調整区域のうち政令第八條第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う建築物の新築等で、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条第一項第一号の規定により指定した土地の区域における一戸建て専用住宅の新築等
二 前条第一項第二号イ又はロに掲げ

る場合における自己の居住の用に供する一戸建て専用住宅の新築等

第八條 略

(補則)

第九條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第三條 略

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十九号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第五号中「能力」を「行為能力」に改める。

第八條第三号及び第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六條第五号の改正規定は、民法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百十七号)の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

Table with 2 columns: (登録の拒否) and (登録の拒否). Rows: 改正後, 改正前.

第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一、四 略

五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六・七 略

第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一、四 略

五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六・七 略

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一・二 略

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 略

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一・二 略

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 略

佐賀県公有水面管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十号

佐賀県公有水面管理条例を廃止する条例

佐賀県公有水面管理条例(昭和三十一年佐賀県条例第六十一号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

2 佐賀県砂防法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「次の各号のいずれかに該当するときは」を「河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備等において占用又は採取(以下「占用等」という。)を行うときは」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

参考資料

附則第二項(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第一項又は第二項の許可を受けたる者が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備等において占用又は採取(以下「占用等」という。)を行うときは、第一項の規定にかかわらず、占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収しない。</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第一項又は第二項の許可を受けたる者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収しない。</p> <p>一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備等において占用又は採取(以下「占用等」という。)</p>

を行うとき。

二 佐賀県公有水面管理条例(昭和三十一年佐賀県条例第六十一号)第二十一条に規定する公有水面の区域内にある砂防設備等において占用等を行うとき。

佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十一号

佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例

我が国は、エネルギー資源に関しては極端に乏しく、その大部分を海外に依存しており、エネルギーの安定的な確保は最重要課題の一つである。

一方、石油、石炭等の化石燃料については資源の枯渇が懸念されるとともに、排出される温室効果ガスがもたらす地球環境への影響から、使用そのものを抑制することが求められている。

このような状況の中、私たちは「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、効率的にエネルギーを消費する「最適生産、最適消費、最少廃棄」型のものへと改め、限りある資源を次の世代へと引き継いでいく責務を有している。

このため、県民、事業者及び行政が一体となって、環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進していかなければならないことは明らかである。

このような考え方に立ち、私たちは、毎日の生活の中で大切なエネルギーをより効率的に使用する意識を高め、佐賀の自然や産業を生かした「地産地消」の新しいエネルギーを育むことにより、地球環境問題の解決に貢献し、持続的発展が可能な循環型社会をつくりあげることが目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「新エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー又はエネルギーの利用形態をいう。

- 一 太陽光を利用して得られる電気
- 二 太陽熱
- 三 風力を利用して得られる電気
- 四 水力発電設備で発生させる電気(出力が千キロワット以下であるものに限る。)
- 五 波力、潮汐又は潮流を利用して得られる電気
- 六 雪又は水(冷凍機器で生産したものを除く。)を熱源とする熱
- 七 地熱
- 八 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用できるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を利用して得られる燃料、熱又は電気
- 九 海水の温度差を利用して得られる電気
- 十 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第二項に規定する副産物をいう。))のうち有用なものであつて燃焼の用に供することができるもの若しくはその可能性のあるもの(放射線物質及びこれによって汚染されたものを除く。)を利用して得られる熱又は電気

十一 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第四項に規定する再生資源をいう。)を原材料とする燃料又はこれを利用して得られる熱若しくは電気

十二 海水、河川水その他の水を熱源とする熱

十三 工場、変電所等から排出される熱の再利用で得られる熱

十四 燃料電池を利用して得られる電気

十五 天然ガスを利用した発電と同時に得られる熱の給湯、暖房、冷房等への利用

十六 天然ガス、メタンノール又は電気の自動車動力源への利用

2 この条例において「省エネルギー」とは、エネルギー使用の節約及び効率化を図ることをいう。

(県の責務)

第三条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 県は、市町村が新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、実施しようとするときは、助言、情報の提供等必要な支援を行うものとする。

3 県は、事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、その事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。

2 市町村は、県が実施する新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、その日常生活において、積極的に新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

(連携の推進等)

第七条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体、大学その他の研究機関、県民、事業者及び民間非営利活動法人その他の民間団体(以下「民間非営利活動法人等」という。)と緊密な連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

(基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 地域特性に応じた新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

二 事業者の業態に応じた新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

三 県民の日常生活における様々な場面に応じた新エネルギーの導入及び省エネルギーの促進を図ること。

四 新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関連する産業及び人材の育成に努め、地域の雇用創出を図ること。

五 新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に積極的に取り組む地域づくりに努め、地域の活性化を図ること。

(基本計画の策定)

第九条 知事は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 本県の地域特性に応じた新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ中長期的な目標及び施策の基本的事項
- 二 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 知事は、三年ごとに、基本計画の推進状況を公表するものとする。

6 知事は、前項の推進状況等を勘案し、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(学習の推進及び普及啓発)

第十条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(民間非営利活動法人等の自発的な活動の促進)

第十一条 県は、県民若しくは事業者又はこれらの者の組織する民間非営利活動法人等が行う新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(技術の向上と関連産業の振興)

第十二条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。

(表彰等)

第十三条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。

(県民意見の反映)

第十四条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。

(国際協力の推進)

第十五条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

さかの食と農を盛んにする県民条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十二号

さかの食と農を盛んにする県民条例

農業は、生活に必要不可欠な食料を生産し、私たちの生命を育むとともに、土と水を守ってきた。

農村は、緑豊かな自然環境のもとで、地域の伝統及び文化を継承し、人間性豊かな暮らしを育むとともに、休養や教養の場を提供し、地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた。

私たちのふるさと佐賀は、北に玄界灘、南に有明海という二つの異なる海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地とクリークが縦横に走る肥沃な佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

私たちは、生命と暮らしの根幹である「食と環境」を支える農業及び農村を県民の貴重な財産として、次の世代に引き継いでいかなければならない。

しかしながら、近い将来に、世界の食料需給がひっ迫することが懸念される中で、輸入農産物の増加や食料消費の変化、農業就業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するために、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民一人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町村、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県における農業及び農村の振興に関する目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、農業及び農村並びに食

に対する県民の理解を深め、農業及び農村の振興を図ることを目的とする。

(農業及び農村振興の目標)

第二条 県は、次に掲げる目標のもとで農業及び農村の振興を図るものとする。

一 県民に安全で安心な食料が安定的に供給されるとともに、食の重要性について県民の理解が深められること。

二 次世代の農業者を育成しつつ、環境に十分配慮しながら、自立したゆとりある農業経営が将来にわたり持続的に営まれること。

三 農村に住む人が快適に生活できる環境を整えるとともに、県民をはじめ国民へのやさぎ空間の提供、文化の継承、水源のかん養、景観の保全等、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されること。

(県の責務)

第三条 県は、農業及び農村の振興に向け、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が農業及び農村の振興に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。

3 県は、国に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体等の役割)

第五条 農業者及び農業関係団体は、自立的な農業経営の展開及び消費者に信頼される安全・安心な農産物の生産を行うこと等により、農業及び農村の振興に自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、県産農産物の利用を推進すること等により、農業及

び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、食生活の重要性を認識し、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深めるとともに、県産農産物の消費及び利用を進めること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(食料消費に関する施策の充実)

第七条 県は、県民が安心して食料を消費できるように、食品表示の適正化、栽培方法に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずることにより、食料の安全性の確保及び品質の改善を図られるよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第八条 県は、県民が県産農産物への理解を深めるとともに、良質で安全な県産農産物を適正な価格で消費できるように、県産農産物の生産及び流通体制の整備を図り、地産地消の推進に努めるものとする。

(競争力のある農産物づくり)

第九条 県は、地域の特色を生かした高品質で競争力のある農産物づくりのため、生産性の向上、消費動向に対応した生産の推進等に努めるものとする。

(農業技術の向上)

第十条 県は、農業技術の向上を図るため、国、大学、民間等との共同研究、営農現場と連携した試験研究等を行うことにより、県独自の新技術・新品種の開発と普及に努めるものとする。

(農業及び農村の情報化の推進)

第十一条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、農業者が情報通信技術を積極的に利用できる環境の整備に努めるものとする。

(農産物の付加価値向上のための他業種との連携等)

第十二条 県は、農産物の付加価値を高める農産物加工等を推進するため、農業と他業種との連携等による地域における農業を核とした新たな産業の創出及び総合産業化(生産から加工、流通、販売までにわたり農業経営を総合的

に展開していくことをいう。)が図られるよう努めるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第十三条 県は、環境と調和し、持続的に発展する農業を確立するため、減農薬栽培、減化学肥料栽培及び有機栽培による農法等を推進し、農業の自然循環機能の維持増進を図られるよう努めるものとする。

(観光業等に関する団体との連携)

第十四条 県は、農業及び農村に関する施策を効果的に推進するため、観光業、商工業等に関する団体との連携に努めるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第十五条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得の促進等に努めるものとする。

(地域営農の推進)

第十六条 県は、地域における営農の維持及び発展を図るため、集落等を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に努めるものとする。

(男女共同参画の促進)

第十七条 県は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、男女が農業経営及びこれに関連する活動に共同して参画できる環境の整備に努めるものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第十八条 県は、地域の農業において、高齢農業者が長年の経験により培ってきた知識及び技術を生かして、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境の整備に努めるものとする。

(生産基盤の整備等)

第十九条 県は、農地及び農業用水を確保し、農業生産性の向上を図るため、

生産基盤の整備、農地の利用の集積及び農地の効率的な利用の促進に努めるものとする。

(土地改良施設の適正な維持・管理)

第二十条 県は、農業生産の安定を図るため、農業用排水施設等土地改良施設の維持・管理が適正に行われ、その機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(クリークの整備等による県土の保全)

第二十一条 県は、県土を保全し、農業生産の安定を図るため、クリーク、ため池、海岸等の整備及び地盤沈下対策の推進に努めるものとする。

(農村環境の整備等)

第二十二条 県は、美しく豊かな農村の環境を保全し、農村の住民が農村における生活の豊かさを享受できるように、自然環境等に配慮しながら、生活環境の整備等を推進するとともに、農村の伝統及び文化が継承されるよう努めるものとする。

(中山間地域等の振興)

第二十三条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的振興を図るため、地域の特性を生かした農産物の生産、販売等を通じた農業その他の産業の振興に努めるとともに、当該地域において、農業及び農村の有する多面的機能が確保され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、生産基盤及び生活環境の整備等に努めるものとする。

(都市と農村の交流の推進)

第二十四条 県は、農業及び農村の果たす役割に対する理解と関心を深めるため、地域資源等を活用した都市住民との交流の推進、農産物の都市住民への直売等に対する支援、情報の発信等に努めるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十五条 県は、食に対する正しい知識並びに農業及び農村の果たす役割に

対する県民の理解と関心を深めるため、食及び農に関する教育の推進等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、農業及び農村に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第二十七条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 県内農産物の生産目標、農地の有効利用その他農業及び農村の振興に関する主要な目標
- 二 前号の目標の達成のための主要な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興のために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、佐賀県農政審議会及び県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね五年ごとに基本計画を見直すものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(事業の実施状況等の報告)

第二十八条 知事は、基本計画に基づく事業の実施状況等を、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)